

金武町複合庁舎建設基本設計業務
特記仕様書

令和5年6月
金武町

第1章 業務概要

1 業務名称 : 金武町複合庁舎建設基本設計業務

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 金武町複合庁舎
- (2) 敷地の場所 : 沖縄県国頭郡金武町金武
- (3) 施設用途 : 庁舎（役場庁舎、総合保健福祉センター等の複合庁舎）
平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第四号 第2類とする。

3 履行期間 : 契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで

4 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) — 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 : 約 38,350 m²
- イ 用途地域及び地区の指定 : 都市計画区域外 未指定
- ウ 既存施設 : 金武町総合保健福祉センター

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 : 約 8,770 m²
- イ 主要構造及び階数 : 鉄筋コンクリート造（階数は本業務にて決定する）
- ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- (ア) 構造体 : I 類
- (イ) 建築非構造部材 : A 類
- (ウ) 建築設備 : 甲 類

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 : 千円（消費税込）
- イ 建設工期 : 約 日間

計画	時期
基本設計	令和5年度
実施設計	令和6年度
着工	令和7年度
完成、供用開始目標	令和8年度中

(4) その他

- ・作成する図面の図面目録は別紙のとおりとする。
- ・既設建物解体撤去及び仮庁舎に関する設計業務は本業務対象外とする。

第2章 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、建築設計業務委託共通仕様書（令和3年7月沖縄県土木建築部）（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件（共通仕様書第3章10(2)）

- (1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
 - ◎建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士
 - ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
- (2) 設備設計担当者の資格要件は次による。
 - ◎建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者
- (3) 積算担当者の資格要件は次による。
 - ◎社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

2 業務計画書（共通仕様書第3章5）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（第5号様式）及び管理技術者等通知書（第4号様式）を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第4号様式「別紙」）
- (2) 各主任担当技術者の担当分野（建築、構造、電気、機械）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（建設第2号様式）
- (3) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（建設第3号様式）
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名（建設第4号様式）
- (5) 建築、構造、電気、機械以外の分担業務を追加する場合も(3)、(4)による
- (6) 設計方針の説明に関する資料（平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）
- (7) 業務工程表（第3号様式）

3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

- (1) 一般業務（共通仕様書第2章(1)）

ア 基本設計

項 目		対象外業務
◎設計条件等の整理	◎条件の整理	・
	・設計条件の変更等の場合の協議	・
◎法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	◎法令上の諸条件の調査	・
	◎建築確認申請に係る関係機関との打合せ	・
◎上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・
◎基本設計方針の策定	◎総合検討	・
	◎基本設計方針の策定及び発注者への説明	・
◎基本設計図書の作成		・
◎概算工事費の検討		・
◎基本設計内容の発注者への説明等		・

イ その他

- 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成
- 庁内情報ネットワークに係る情報系システム、基幹系システム、部門独自の制御系システム等の調査及びそれらの移設に関わる配管配線等の工事区分調整書等の作成
- ZEB 達成に関する設計検討

(2) 追加業務（共通仕様書第 2 章(2)）

- ・建築積算業務
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積収集
 - ・見積検討資料の作成
- ・電気設備積算業務
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積収集
 - ・見積検討資料の作成
- ・給排水衛生設備積算業務
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積収集
 - ・見積検討資料の作成
- ・空気調和・換気設備積算業務
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積収集
 - ・見積検討資料の作成
- ・昇降機設備積算業務
 - ・積算数量算出書の作成
 - ・単価作成資料の作成
 - ・見積収集
 - ・見積検討資料の作成
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・建築基準法第 18 条第 2 項に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。また、履行期間内に確認済証を受けること。なお、申請手数料については、精算により業務委託料に追加計上する。）
- ・建築基準法第 18 条第 4 項に基づく構造計算適合性判定に係る手続業務
 - ・判定を依頼する構造計算適合性判定機関：
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
 - 設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ・概略工事工程表の作成

- ・ 営繕事業広報ポスターの作成
- ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県公共施設（沖縄県土木建築部が行う建築物及びその他の付帯施設をいう。以下、同じ。）の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第 20 条第 2 項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・ 県有建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ・ 建築基準法に基づく許可申請手続業務（許可申請内容： ）
- ・ 都市計画法に基づく許可申請手続内容（許可申請内容： ）
- ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・ 沖縄県景観評価システムに基づく検討業務
- ・ 設計概要リーフレットの作成
- ・ コスト縮減検討中間報告書の作成
 - 基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
 - ア コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項
 - イ 今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項（営繕事業における共通検討課題を含む。）
- ・ コスト縮減検討報告書の作成
 - 実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。
 - ア コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）
 - イ その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項
- ・ 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・ 特殊な屋外付帯施設に係る設計業務
- (3) 設計に必要な調査業務等
 - ・ 土質調査（調査箇所数等については調査職員と協議の上決定する。土質調査業務に積算の必要が生じたときは、受注者の提出した報告書類に基づき精算するものとする。）
 - ・ 敷地測量
 - ・ 電波障害調査

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各 1 部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（ ）

(5) 適用基準等（共通仕様書第3章3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基 準 等	制定又は監修	年版等
ア 共通 ◎沖縄県土木建築部建築工事積算基準 ◎沖縄県土木建築部建築工事共通費積算基準 ◎電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編） ◎沖縄県公共建築物景観形成マニュアル ◎地質・土質調査業務共通仕様書 ◎沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ◎建築物解体工事共通仕様書 ◎公共建築工事積算基準 ◎公共建築工事標準単価積算基準 ◎公共建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県福祉保健部 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹	平成29年版 平成29年版 令和元年11月 平成11年 平成28年7月 平成22年3月 令和4年版 令和3年版 令和5年版 令和5年版
イ 建築 ◎沖縄県土木建築部建築工事特記仕様書（建築工事編） ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築木造工事標準仕様書 ◎建築設計基準 ◎建築工事設計図書作成基準 ◎建築工事標準詳細図 ・木造計画・設計基準 ◎営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） ◎敷地調査共通仕様書 ◎擁壁設計標準図 ◎構内舗装・排水設計基準 ◎構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項	沖縄県土木建築部 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 沖縄県土木建築部	令和3年版 令和4年版 平成31年版 平成31年版 令和4年版 令和2年版 令和4年版 平成29年版 令和5年版 令和4年版 平成12年版 平成27年版 令和4年4月
ウ 建築積算 ◎公共建築数量積算基準 ◎公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ◎公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ◎建築工事内訳書作成要領（建築工事編）	国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ²	令和5年版 令和5年版 令和5年版 平成13年版
エ 設備 ◎沖縄県土木建築部建築工事特記仕様書（電気設備工事編） ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	沖縄県土木建築部 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹	令和3年版 令和4年版 令和4年版 平成31年版

<ul style="list-style-type: none"> ◎沖縄県土木建築部建築工事特記仕様書（機械設備工事編） ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ◎公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ◎建築設備計画基準 ◎建築設備設計基準 ◎建築設備工事設計図書作成基準 ◎雨水利用・排水再利用設備計画基準 ◎建築設備耐震設計・施工指針 ◎建築設備設計計算書作成の手引 ◎営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） ◎営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編） 	<p>沖縄県土木建築部</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※2} 国土交通省^{※2} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年版 令和4年版 令和4年版 平成31年版 令和3年版 令和3年版 令和3年版 平成28年版 平成26年版 令和3年版 令和5年版 令和5年版
<p>オ 設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎公共建築設備数量積算基準 ◎公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ◎公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ◎建築工事内訳書作成要領（設備工事編） 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※2} 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年版 令和5年版 令和5年版 平成13年版

※1 国土交通省制定

※2 国土交通省監修

※3 年版等は令和5年6月現在（随時、最新版を採用すること。）

(6) 貸与品等（契約書第18条、共通仕様書第3章11(1)）

貸与品名及び数量
<ul style="list-style-type: none"> ◎金武町複合庁舎建設基本計画（令和5年3月） ◎金武町総合保健福祉センター関連図面一式

引渡場所（複合庁舎整備推進課） 引渡時期（ 業務開始時 ）

返却場所（複合庁舎整備推進課） 返却時期（ 業務完了時 ）

(7) 業務委託料の変更（契約書第27条）等

・建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

◎本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初契約額÷当初設計額）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(8) 部分払（契約書第36条の2）

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(9) 指定部分の範囲（契約書第37条）

（ ）

(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第37条の3）

・契約書第37条の3の特則は適用しない。

・本年度の前金払は行わないものとし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できるものとする。（契約書第37条の3第2項）

・本年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。（契約書第37条の3第3項）

(11) 保険等（契約書第47条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

◎労働者災害補償保険

(12) 成果物の提出場所： 金武町役場 複合庁舎整備推進課

(13)成果物の取り扱いについて

提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。

(14)業務実績情報の登録について（共通仕様書第 3 章 4 (3)）

委託金額 500 万円以上の業務については、業務完了検査後 10 日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

(15)再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(16)再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17)業務環境改善実施要領（案）に基づく取組の実施について

業務環境に関しては、業務環境改善実施要領（案）の 3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。

5 成果物及び提出部数

業務成果物は、電子媒体で（正）1 部提出する。

(1) 基本設計

成 果 物		規格	縮尺	部数	適 用
建 築 (総合)	一 般 業 務	◎計画説明書	A4	1 部	
		◎仕様概要書	〃	〃	
		◎仕上概要表	〃	〃	
		◎面積表及び求積図	〃	〃	
		◎敷地案内図	〃	1/100	
		◎配置図	〃	〃	
		◎平面図（各階）	〃	〃	
		◎断面図	〃	〃	
		◎立面図	〃	〃	
		◎工事費概算書	〃	〃	
		◎設計内容説明資料 （簡易な透視図、日影図、各種技術資料等）	〃	1/100	
	◎打合せ記録簿	〃	〃	〃	
建 築 (総合)	追 加 業 務	・土質調査報告書			
		・敷地測量報告書			
建 築 (構造)	一 般 業 務	◎構造計画説明書	A4	1 部	
		◎構造設計概要書	〃	〃	
		◎工事費概算書	〃	〃	
		◎設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃	〃	
		◎打合せ記録簿	〃	〃	
建 築 (構造)	追 加 業 務	・			
		・			
		・			
		・			

電気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ◎電気設備計画説明書 ◎電気設備設計概要書 ◎工事費概算書 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等） ◎打合せ記録簿 	A4 ” ” ” ”		1部 ” ” ” ”	
	追加業務	・ ・ ・ ・				
給排水衛生設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ◎給排水衛生設備計画説明書 ◎給排水衛生設備設計概要書 ◎工事費概算書 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等） ◎打合せ記録簿 	A4 ” ” ” ”		1部 ” ” ” ”	
	追加業務	・ ・ ・ ・				
空調換気設備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ◎空調換気設備計画説明書 ◎空調換気設備設計概要書 ◎工事費概算書 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等） ◎打合せ記録簿 	A4 ” ” ” ”		1部 ” ” ” ”	
	追加業務	・ ・ ・ ・				
昇降機等	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ◎昇降機等計画説明書 ◎昇降機等設計概要書 ◎工事費概算書 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等） ◎打合せ記録簿 	A4 ” ” ” ”		1部 ” ” ” ”	
	追加業務	・ ・ ・ ・				

(2) その他の成果物

- ・ 工事監理用観音開き製本図面（規格、数量については調査職員と協議すること。）
- ・ 入札用図面（バラ又はPDFデータ）（規格、数量等については調査職員と協議すること。）
- ・ 設計原図（規格、数量等については調査職員と協議すること。）
- ◎設計報告書（A4判製本）50冊
- ◎設計報告書概要版 500部

(3) 電子納品としない成果物の製本方法

第2章4(3)又は電子納品事前協議により電子納品としないこととした成果物については、契約用設計図書（正本）及び各種計算書・設計内容説明資料（副本）を次のとおり製本すること。

ア 表紙

(背表紙)

正
工 事 名
令 和 ○ 年 度
発 注 機 関 名

(表紙)

正
工 事 名
令 和 ○ 年 度
発 注 機 関 名

(ア) 工事名の例 : 金武町複合庁舎建設工事（建築）

(イ) 発注機関名 : 金武町複合庁舎整備推進課

別表

提出書類

(着手時) 契約締結後 14 日以内

書類名	様式	根拠規定等	備考
着手届	共通 第 2 号様式	—	
業務工程表	共通 第 3 号様式	契約書第 3 条	
業務計画書	共通 第 5 号様式	共仕第 3 章 5	
管理技術者等通知書	共通 第 4 号様式	契約書第 16 条	
管理技術者の経歴等	共通 第 4 号様式 (別紙)	特記仕様書	免許等の写し
主任担当技術者の経歴等	建設 第 2 号様式	特記仕様書	※様式に「主任」と追記
担当技術者の経歴等	建設 第 3 号様式	特記仕様書	
設計方針の説明に関する資料	—	—	任意様式
建築士法第 24 条の 8 の規定に基づく書面	—	建築士法第 24 条 の 8	

(必要時)

書類名	様式	規定根拠等	備考
管理技術者等変更通知書	共通 第 4-1 号様式	契約書第 16 条	変更後遅滞なく提出
履行報告書	共通 第 6 号様式	契約書第 17 条	
業務一部再委託 (変更) 承諾願	共通 第 8 号様式	契約書第 12 条	
履行体制に関する書面	共通 第 7 号様式 (別紙)	共通第 7 号・第 9 号様式	
業務一部再委託 (変更) 通知書	共通 第 9 号様式	契約書第 12 条	
是正等の措置請求について	共通 第 10 号様式	契約書第 17 条	
是正等の措置結果について	共通 第 11 号様式	〃	
業務条件確認請求書	共通 第 12 号様式	契約書第 21 条	
履行期間変更請求書	共通 第 16 号様式	契約書第 26 条・ 第 27 条	
協議開始日の通知について	共通 第 17 号様式	契約書第 28 条・ 第 29 条・第 32 条	
成果物の〔全部・一部〕使用承諾書	共通 第 19 号様式	契約書第 35 条	
業務履行部分確認請求書	共通 第 20 号様式	契約書第 39 条	
業務〔指定・引渡〕部分完了通知書	共通 第 21 号様式	契約書第 40 条	指定・引渡部分等がある場合
解除通知書	共通 第 22 号様式	契約書第 47～49 ・51・52 条	
打合せ記録簿	共通 第 23 号様式	—	

(完了時)

書類名	様式	規定根拠等	備考
業務完了通知書	共通 第 24 号様式	契約書第 33 条	業務完了後遅滞なく提出
修補完了報告書	共通 第 25 号様式	〃	修補する必要があったとき
業務〔成果物・報告書〕引渡書	共通 第 26 号様式	〃	検査合格後遅滞なく提出

※ 1 契約書：設計業務委託契約書

※ 2 共通：建築設計業務委託共通仕様書